

会津若松市物品購入等及び委託業務等発注基準

(平成19年12月7日決裁)
(平成23年3月17日決裁)
(平成23年11月22日決裁)
(平成24年2月29日決裁)
(平成24年7月2日決裁)
(平成25年2月6日決裁)
(平成25年8月20日決裁)
(平成26年2月24日決裁)
(平成26年9月4日決裁)
(平成27年3月19日決裁)
(平成28年3月25日決裁)
(令和6年1月23日決裁)
(令和6年9月17日決裁)

I 総則

会津若松市（以下「市」という。）が行う次に掲げる発注は、この基準によるものとする。

- (1) 物品の購入又は修繕
- (2) 委託業務のうち、測量、設計及び印刷業務（以下「測量業務等」という。）
- (3) 測量業務等以外の委託業務（以下「一般委託業務」という。）
- (4) 物件の借入れ
- (5) 電力供給

II 発注方式

物品の購入又は修繕並びに測量業務等、一般委託業務、物件の借入れ及び電力供給（以下「業務等」という。）の発注方式は、次のとおりとする。

| 発注方式 | 対象業務等 |
|---------------|---|
| （原則）制限付一般競争入札 | <ul style="list-style-type: none">(1) 予定価格1,000万円以上の物品の購入又は修繕(2) 予定価格50万円超の測量業務等(3) 予定価格1億円以上の一般委託業務及び物件の借入れ(4) 予定価格50万円超の電力供給 |
| 指名競争入札 | 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条に該当する場合 |
| 公募型指名競争入札 | <p>一般委託業務のうち、次に掲げる要件に該当する業務で、市長が特に必要と認めた業務</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 入札参加者を公募することが望ましい業務(2) 通常の業務に比べて、高い専門性が求められる業務、又は安全性及び質の高いサービスの提供が求められる業務で、いずれも入札参加者について入札前に資格、施行能力等の事前確認が必要な業務 |

| | |
|------|--|
| 随意契約 | 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項に該当する場合 |
|------|--|

制限付一般競争入札

制限付一般競争入札とは、入札を適正かつ合理的に行うため、当該入札に参加する者に必要な資格を定め、当該資格を有する者により入札を行わせるものである。

1 入札参加資格

入札に参加できる者は、入札時において次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 市入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 市入札参加資格者登録において、業務等の発注ごとに定める業種登録があること。
- (3) 業務等の発注ごとに定める地域要件を満たしていること。地域要件とは、市入札参加資格登録業者を市に登録する事業所の所在地により次のアからエまでに区分したものに入札参加資格要件とし設定したものをいう。
 - ア 市内業者 市内に所在する本社又は本店を登録する業者
 - イ 準市内業者 市内に所在する支店又は営業所を登録する業者
 - ウ 県内業者 市外かつ福島県内に所在する本社若しくは本店又は支店若しくは営業所を登録する業者
 - エ 県外業者 福島県外に所在する本社若しくは本店又は支店若しくは営業所を登録する業者
 (ア及びイを地元業者、ウ及びエを市外業者という。)
- (4) 対象となる業務等に必要な許可又は資格を有すること。この場合において、法令の規定により対象となる業務等に関し許可又は資格を有していることが必要とされる場合には、市入札参加資格登録が本社又は本店の場合は本社又は本店で、委任先を設けている場合は委任先の支店又は営業所で、許可又は資格を有すること。
- (5) 対象となる業務等に必要な技術者を配置できること。
- (6) 市の入札参加停止措置を受けた場合においては、当該入札参加停止期間を経過していること。
- (7) 業務等実績の要件を定めた場合において、当該実績を有すること。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、業務等の発注ごとに定める要件を満たしていること。

2 地域要件の設定

入札参加の対象者は、原則、市内業者であることとする。

ただし、市内業者に遂行できる者がいない又は少ない特殊な業務等及び、市内業者に入札参加者がなかった場合等は、この限りでない。

3 入札の参加申込み

制限付一般競争入札に参加しようとする者は、制限付一般競争入札参加申込書（第1

号様式）を市に提出しなければならない。ただし、電子入札による入札の場合は、会津若松市電子入札実施要領（平成25年8月16日決裁）に基づき、参加申込書の提出は、不要とする。

4 入札保証金

制限付一般競争入札に参加する者の入札保証金については、会津若松市財務規則（平成5年会津若松市規則第12号）の規定により免除する。

5 参加資格の喪失

制限付一般競争入札に参加しようとする者で当該制限付一般競争入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該者を制限付一般競争入札に参加させはならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当するに至ったとき。
- (2) 制限付一般競争入札参加申込書等の書類に虚偽の事項を記載したことが明らかとなつたとき。

6 設計図書等の閲覧

- (1) 対象業務等の設計図書等は、会津若松市財務規則第118条の規定による公告の日から郵便入札については入札参加申込期限まで、電子入札については入札期限まで閲覧することができる。
- (2) 閲覧方法については、入札公告に示すものとする。
- (3) 設計図書等について質問がある場合は、発注する業務等ごとに公告で定める質問期限までに、質問書（第2号様式）により市長に質問をすることができる。
- (4) 市長は、前号の質問に対し、質疑応答書（第3号様式）により回答するものとする。

7 入札参加資格の審査

制限付一般競争入札の参加者に対し、入札後、入札参加資格の審査を行い、落札者を決定するものとし、当該審査の方法については別途定める。

指名競争入札

指名競争入札とは、優秀にして確実なる者に業務を行わせるため、厳正かつ公平に入札者を選定し、入札を行わせるものである。

1 業者の選定要件

指名競争入札に参加するものを選考し、又は決定する場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 市入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 市入札参加資格者登録において、対象となる業務の業種登録があること。
- (3) 対象となる業務に必要な許可又は資格を有すること。この場合において、法令の規定により対象となる業務に関し許可又は資格を有していることが必要とされる場合には、市入札参加資格登録が本社又は本店の場合は本社又は本店で、委任先を設けてい

る場合は委任先の支店又は営業所で、許可又は資格を有すること。

(4) 市の入札参加停止措置を受けた場合においては、当該入札参加停止期間を経過していること。

(5) 選定しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

(6) 業者を選定する場合、次の事項を考慮することとする。

ア 入札参加資格者名簿登録後における不誠実行為の有無

イ 入札参加資格者名簿登録後における経営状況

ウ 入札参加資格者名簿登録後における業務成績

エ 当該業務における地域的条件

オ 手持ち業務の状況

カ 当該業務施行についての技術的適性

キ 入札参加資格者名簿登録後における安全管理の状況

ク 入札参加資格者名簿登録後における労働福祉の状況

2 業者の選定数

業者の選定数は、次の表によるものとする。ただし、特別の理由がある場合は、選定業者数を増減することができる。

| 区分 | 業務の予定価格 | 選定業者数 |
|----|--------------------|-------|
| 1 | 50万円超100万円未満 | 4 |
| 2 | 100万円以上500万円未満 | 5 |
| 3 | 500万円以上1,000万円未満 | 6 |
| 4 | 1,000万円以上5,000万円未満 | 8 |
| 5 | 5,000万円以上 | 10 |

3 その他

その他の事項については、制限付一般競争入札の場合を準用する。

公募型指名競争入札

公募型指名競争入札とは、指名競争入札により契約の相手方を決定するにあたり、あらかじめ業務の内容及び入札参加資格要件について公示したうえで、入札参加希望者を募集し、希望者の中から入札参加者を指名し、入札を行わせるものである。

1 入札参加資格

入札に参加申請できる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 入札参加申請時から入札時までにおいて、市入札参加資格者名簿への登録があり、かつ、対象業務ごとに定める業種に登録されていること。

(2) 入札参加申請時から入札時までにおいて、対象業務ごとに定める地域要件（登録事業所の所在地要件）を満たしていること。

- (3) 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (4) 入札時において、会津若松市工事等入札参加停止措置基準（平成10年5月28日決裁）に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 入札時において、他の入札参加申請者と資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) その他、対象業務ごとに定める入札参加資格要件を満たしていること。

2 その他

公募型指名競争入札の入札参加申し込み、資格審査、その他の事項については、別に定める「会津若松市公募型指名競争入札実施要領」による。

III その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成20年1月1日から施行し、同日以後に市が発注する業務に適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の会津若松市委託業務発注基準の規定は、施行日以後に入札公告及び指名通知を行う委託業務に係る入札から適用し、施行日前に入札公告及び指名通知を行った委託業務に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成23年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の会津若松市委託業務発注基準の規定は、施行日以後に入札公告及び指名通知を行う委託業務に係る入札から適用し、施行日前に入札公告及び指名通知を行った委託業務に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の会津若松市委託業務発注基準の規定は、施行日以後に入札公告及び指名通知を行う委託業務に係る入札から適用し、施行日前に入札公告及び指名通知を行った委託業務に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の会津若松市委託業務発注基準の規定は、施行日以後に入札公告を行う測量業務等及び一般委託業務並びに指名通知を行う測量業務等に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った測量業務等及び一般委託業務並びに指名通知を行った測量業務等に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市委託業務発注基準の規定は、平成25年4月1日以後に契約を締結する測量業務等及び一般委託業務から適用し、平成25年4月1日より前に契約を締結する測量業務等及び一般委託業務については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市委託業務発注基準の規定は、平成25年10月11日以後に入札公告を行う測量業務等及び一般委託業務並びに指名通知を行う測量業務等に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った測量業務等及び一般委託業務並びに指名通知を行った測量業務等に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市委託業務発注基準の規定は、決裁の日以後に入札公告を行う測量業務等及び一般委託業務並びに指名通知を行う測量業務等に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った測量業務等及び一般委託業務並びに指名通知を行った測量業務等に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市委託業務発注基準の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告を行う業務等及び指名通知を行う測量業務等に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った業務等及び指名通知を行った測量業務等に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市委託業務発注基準の規定は、この基準の施行の日以後に契約を締結する業務等から適用し、同日前に契約を締結する業務等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市委託業務発注基準の規定は、この基準の施行の日以後に契約を締結する業務等から適用し、同日前に契約を締結する業務等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市物品購入等及び委託業務発注基準の規定は、令和6年4月1日以後に契約を締結する業務等から適用し、同日前に契約を締結する業務等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和6年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市物品購入等及び委託業務等発注基準の規定は、令和6年11月1日以後に契約を締結する業務等から適用し、同日前に契約を締結する業務等については、なお従前の例による。